

2019年の放送界概観

片野 利彦*

本稿では、2019年の放送界をいくつかのテーマに絞って概観する。

◆ NHKの動向

2019年は、これまでも本稿で触れてきた、NHKのテレビ放送をインターネットで同時に流す「常時同時配信」に関する制度整備が前進した。

5月、改正放送法が成立した。総務省の「放送を巡る諸課題に関する検討会」（諸課題検）で重ねられた検討も踏まえ、NHKの常時同時配信を可能としたほか、NHKグループの適正な経営を確保するための規定も設けた。常時同時配信をめぐるのは、実施に要する費用の上限などの条件を「実施基準」として定め、総務大臣がこれを審査することとした。経営の適正化に関しては、経営委員会の議決事項の具体化、監査委員会のチェック機能の強化、財務などの情報公開といった規定が盛り込まれた。

NHKは9月、インターネット活用業務実施基準の素案を公表した。NHKの肥大化を懸念する声があることから、同業務の実施に要する費用は受信料収入の2.5%を上限としたが、放送法上の努力義務などの業務では費用を別枠とした。このような素案に対しては、日本民間放送連盟や日本新聞協会が「民業圧迫の懸念は消えていない」などとして、一層の抑制的な運用を求める意見を表明した。

11月には、NHKが認可申請した実施基準の変更案に対し、総務省が「基本的考え方」を公表した。この中で、活用業務の費用の増加が事業収支の悪化につながるとの懸念を示し、既存業務の見直しや適正な水準の受信料のあり方に関する検討を促すなどした。あわせて総務省は、「考え方」の内容を検討した上でその結果を提出するようNHKに求めた。12月、NHKは「検討結果」を提出し、衛星放送の削減、インターネット活用業務での「2.5%」上限の堅持などに加え、常時同時配信を2020年4月から始めるとした。その後、12月24日には総務省の再度の「考え方」を踏まえ、NHKが実施基準の修正案を公表した。東京オリンピック・パラリンピック関連の費用を除いて上限を2.5%とすることや、常時同時配信は当面、提供時間を限定して行うことなどを明らかにした。

この間、6月にNHKが公表した2018年度の決算では、受信料収入が7122億円と、初めて7000億円を突破した。常時同時配信の実施に向けて制度が整い、NHKを“後押し”する中、7月には参院選が行われ、NHKのスクランブル放送化などを主張する「NHKから国民を守る党」が比例代表で98万票を得て1議席を獲得した。受信料の不払いなどを訴える同党の動きを受け、NHKは同党を名指しはしないものの、受信料制度と公共放送への理解を求める文書をウェブサイトで公

*かたの としひこ 一般社団法人日本民間放送連盟 編集部

表し、受信料支払いの必要性を強調した。このような中で、NHKは8月末、民放キー5局（日本テレビ、テレビ朝日、TBSテレビ、テレビ東京、フジテレビ）が運営するCM付きの見逃しテレビ配信サービス「TVer」に参加し、10番組程度の配信を始めた。公共放送への理解増進やNHKの視聴の促進、民放との協調・連携などを目的とした試行的な取り組みとしている。

◆放送を取り巻くトピック

2019年の放送に関連するトピックをいくつか取り上げたい。2019年は天皇の“生前退位”による改元が行われ、元号が平成から令和となった。新元号が発表された4月1日には、各放送局が速報でこれを伝えたほか、改元の5月1日にはカウントダウンでその瞬間を伝えるなどした。また、「即位後朝見の儀」など一連の行事も特番などで取り上げた。10月の「即位礼正殿の儀」に続き、11月には新天皇の即位を祝う「祝賀御列の儀」が行われ、天皇皇后両陛下が皇居から赤坂御所までパレードした。10万人超が沿道に詰めかけ、各局はこれも生中継で伝えた。

2019年は、主に台風や水害で各地に大きな被害が出たことも記憶に新しい。関東近隣や東北などに台風が接近した際は、テレビ、ラジオ問わず各局が報道特番などの態勢を組んで情勢を伝えただけでなく、接近する台風に備える事前のよびかけも積極的に行った。地域によっては放送電波を送る中継局などに物理的な被害が出たり、停電や発電機の燃料の枯渇などに見舞われ放送が一時的に途絶えたエリアもあったが、他の放送局とも連携しながら復旧に尽力した。南海トラフ地震や首都直下地震など、今後も大規模な災害が想定される中、放送メディアの災害対応は、視聴者・リスナーに「伝える」側面だけでなく、放送を「支える」技術的なインフラの側面でも、一層の強化が求められるといえよう。

放送自体が主題ではないが、芸能人が絡む各種のトラブルも耳目を集めた。例えば、吉本興業の所属タレントによるいわゆる「闇営業」問題では多くのお笑い芸人が謹慎などの処分を受けただけでなく、タレントと事務所の契約のあり方など、一般の受け手にとっては目の届かない“舞台裏”の問題が露呈した。また、ピエール瀧や沢尻エリカといった著名な俳優らが違法薬物を使用したことで逮捕され、出演するドラマや映画などで出演場面がカットされたり、出演作の放送が見送られるなどの影響が出た。8月に芸術祭「あいちトリエンナーレ」で一部の展示が苦情により中止に追い込まれた一件とも相まって、表現の自由をめぐる喚起された議論の一端を担った感があった。

ラジオに着目すると、上記のNHKの常時同時配信と同様に、大きな制度的変化につながる動きがあった。先述の総務省・諸課題検下に置かれた「放送事業の基盤強化に関する検討分科会」で、3月、民放連はAM放送からFM放送への転換や、両放送の併用が可能な制度の整備などを要望した。既存メディア、とりわけラジオの営業収入が落ち込む中、ラジオの経営継続や設備投資の困難さといった現状を踏まえ、段階的にAM社がFM放送への転換などを選択できるように制度を見直すよう訴えたもの。8月末に分科会は、他の検討課題に先んじてラジオのあり方について考え方を取りまとめた。放送のカバーエリアや対応する受信機など検討すべき課題を挙げた上で、実証実験の実施に向け、2020年秋までにその具体案をまとめるべきと提言した。今後の検討や具体的

な制度整備の進展が注目される。

制度の根幹とは別に、ラジオを聴取するデバイスに関するアプローチでも動きがあった。FM放送とインターネットでラジオを聴くことができるスマートフォン「ラジスマ」が2月に発売された。FMチューナー機能を備えたラジコアプリにより、放送とインターネットによるストリーミングの両方を手軽に切り替えてラジオが聴けるため、高音質で遅延のない放送と、ラジコのタイムフリーやエリアフリーといった多機能のインターネットの良いところ取りができる点が売りとなっている。民放連のラジオ委員会がメーカーへ働きかけ、NTTドコモとauから対応機種が発売された後も対応メーカーは増えている。

◆放送倫理・番組向上機構（BPO）の動向

NHKと民放連が作る放送界の第三者機関である放送倫理・番組向上機構（BPO）の2019年の動きを見てみたい。

放送人権委員会（奥武則委員長）は3月、TBSの情報番組の放送で名誉を侵害されたなどと俳優の細川茂樹氏が申し立てていた事案で、公平・公正性や配慮を欠き放送倫理上の問題があるとする見解を発表した。芸能ニュースをランキング形式で伝えた番組中、細川氏の所属事務所との契約トラブルが取り上げられ、本人の過去の発言VTRも放送された。これに細川氏は、「放送は名誉・信用を侵害する悪質な狙いがあった」などと主張したもの。委員会は、放送内容は細川氏の社会的評価を低下させると判断し、「トラブル事案を扱う際に求められる公平・公正さを欠いた」などとして放送倫理上の問題があると結論付けた。

放送倫理検証委員会（神田安積委員長）は7月、日本テレビのバラエティ番組に放送倫理違反があったとする意見を公表した。世界の祭りを紹介する企画に対し、週刊誌が「祭りは番組側が作り上げた」などと報道していた案件で、委員会は、制作者には隠蔽の「企図」はなかったものの、視聴者を誘導した点で「視聴者が番組に求める約束に反した」と結論し、「放送倫理違反があったと言わざるを得ない」とした。

同委員会は12月、読売テレビの報道・情報番組に放送倫理違反があったとする意見を公表した。お笑いコンビが一般人の性別を確認し、その際対象者の胸に触れたり免許証を確認する模様が流れたもので、委員会は「プライバシーや人権への配慮を欠いた不適切な取材」などと問題視。「感性が鋭敏であるべき放送が、著しく配慮を欠くやりとりを放送した点で看過できない」と結論付け、放送倫理違反があったと判断した。

この他、放送人権委員会が10月、ハラスメントによる教員の処分を報じたNHK秋田放送局の番組に関し、「名誉毀損には当たらず放送倫理上の問題もない」との見解を示した。